

○大阪市入札等監視委員会規則

制 定 平成 24 年 3 月 16 日 規則第 14 号

最近改正 平成 27 年 2 月 27 日 規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 35 号）第 2 条の規定に基づき、大阪市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 4 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、契約管財局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。